

機構デバイス研究専門委員会における若手優秀賞の選奨規程

機構デバイス研究専門委員会
平成31年2月26日制定

(趣旨)

第一条 機構デバイス研究専門委員会における「若手優秀賞」の選定は、本規程によって行う。

(内容)

第二条 本会定款第4条木項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、優秀な発表を行った若手研究者の表彰を行う。

(部門)

第三条 本賞を「若手優秀賞」と称し、高専・学部部門と、大学院部門を設ける。

(対象者)

第四条

1. 本賞高専・学部部門の受賞対象者は、次の各号の全てに該当する者から選定する。
 - (ア) 当該発表会での発表時に高等専門学校本科並びに専攻科、大学学部所属の学生であること。
 - (イ) 当該発表会の講演者として登録かつ講演を行った者であること。
 - (ウ) 過去に本高専・学部部門の優秀賞を受けたことのない者であること。
2. 本賞大学院部門の受賞対象者は、次の各号の全てに該当する者から選定する。
 - (ア) 当該発表会での発表時に大学院所属の学生であること。
 - (イ) 当該発表会の講演者として登録かつ講演を行った者であること。
 - (ウ) 過去に本大学院部門の優秀賞を受けたことのない者であること。

(選奨委員会)

第五条

1. 本賞の受賞者を決定するために、機構デバイス研究専門委員会に若手優秀賞選奨委員会（以下、選奨委員会という。）を設置する。
2. 選奨委員会は、委員長を1名、幹事1名、委員若干名とする。
3. 委員長は機構デバイス研究専門委員会の委員長が就任する。
4. 他の委員は委員長が指名する。

(受賞者の決定)

第六条

1. 若手優秀賞の各部門の受賞者数はいずれも、選考対象母数10%とする。（小数点以下は切り上げ）
2. 若手優秀賞の選定の資格者は、機構デバイス研究専門委員会構成員とする。
3. 受賞者については、機構デバイス研究専門委員会で報告する。

(表彰)

第七条

1. 本研究会において、受賞者の表彰を行う。
2. 若手優秀賞は、賞状（ホルダを含む）及び副賞とする。副賞は受賞1件につき図書カード5,000円分とする。

付則

本規程の改定は、機構デバイス研究専門委員会の承認を得るものとする。

本規程は、機構デバイス研究専門委員会のWebで公開する。